

## 平成26年度事業 発注情報

※表中契約内容、見積方法等の詳細については、各担当課へお問い合わせください。

※表中選定基準欄の「令」とは、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)を略したものです。

区分	担当課 (電話番号)	名 称	履行期限	契約内容	選定基準	見積方法	見積期限
業務	上下水道 総務課 (0823- 26-1600)	<u>上下水道局庁舎等清掃業務</u> →4/1契約	平成27年3月31日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3号 に規定する団体で、母子・ 寡婦家庭の自立助長を図 ることを事業目的としている 公益法人	担当課へ見 積書を提出	平成26年3月28日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>本庄水源地監視業務</u> →4/1契約	平成27年3月31日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年3月28日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>三永水源地監視業務</u> →4/1契約	平成27年3月31日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年3月28日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>二級水源地監視業務</u> →4/1契約	平成27年3月31日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年3月28日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>三角島水道施設巡視業務</u> →4/1契約	平成27年3月31日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年3月28日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>齋島水道施設巡視業務</u> →4/1契約	平成27年3月31日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年3月28日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>浄水場内等草刈業務</u> →5/1契約	平成26年11月28日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年4月16日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>三永水源地等草刈業務</u> →三永導水線路草刈業務を含む。 →5/1契約	平成26年11月28日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年4月16日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>三永導水線路草刈業務</u> →三永水源地等草刈業務に含める。	平成26年11月28日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年5月16日
業務	お客様サ ービスセン ター (0823- 26-1600)	<u>水洗化普及相談業務</u> →10/24契約	平成26年12月10日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年10月20日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>本庄水源地外植木剪定業務</u> →11/17契約	平成27年3月10日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年11月10日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>三永水源地植木剪定業務</u> →10/24契約	平成27年3月10日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成26年10月17日
業務	浄水課 (0823- 26-1645)	<u>三永水源地松枯外伐採業務</u> →1/13契約	平成27年3月13日	仕様書のと おり(担当 課で配付)	令第21条の14第1項第3 号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定 促進に寄与できる者	担当課へ見 積書を提出	平成27年1月5日